資料 1

川総発第63号 平成30年2月9日

川口市情報公開·個人情報保護運営審議会 会長 早 川 和 宏 様

川口市長 奥ノ木信



個人情報の外部提供について (諮問)

議案及び報告事項に記載される個人情報の外部提供については、平成13年8月30 日付けで答申をいただいているところではありますが、この度、当該答申に含まれない 議案を提出することとなりましたことから、当該議案に記載される個人情報を外部提供 することについて、貴審議会の意見を求めます。

記

1 権利の放棄に関する議案に記載される個人情報の外部提供について

地方自治法第96条第1項第10号の規定により、市が権利を放棄することは、議会の議決事項とされている。同号に基づく権利を放棄するという意思表示は法律行為であり、議決により直ちにその効力が発生するものであるため、議案において権利の具体的な内容を特定する必要があることから、権利の内容や金額と併せ、個人情報を含めた権利の相手方を記載して市議会に提出するものである。

平成13年8月30日付け答申では、人事議案、訴えの提起に関する議案、調停及び和解に関する議案、市が損害賠償を行った事件の専決処分の報告について、市民及び報道機関に対して情報提供するにあたっての取扱いが示されるとともに、その他の議案で個人情報が記載されるものを外部提供する場合においては、あらかじめ貴審議会の意見を聴くものとされている。

このことから、権利の放棄に関する議案を市民及び報道機関へ情報提供する方法に ついてご意見をいただきたい。

議案第 号

権利の放棄について

次のとおり権利を放棄するため、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96 条第1項第10号の規定により議決を求める。

記

1 権利の内容

に係る債権

- 2 放棄する件数及び額
 - (1)件数件
 - (2)額 円
- 3 権利の相手方等 別添調書のとおり
- 4 権利放棄の理由

破産法(平成16年法律第75号)第253条第1項に基づく免責決定がなされたこと、債務者の所在が不明であること、債務者が死亡したこと及び債権金額が少額で取立てに要する費用に満たないことから、回収が不可能又は不適当な債権を放棄するもの。

平成 年 月 日提出

川口市長 奥ノ木 信 夫

平成 年第 回(月)川口市議会定例会

権利の放棄に関する調書

(議案第 号~議案第 号)

川口市

議案第 号

に係る債権

No.	所在地	氏名	金額(円)	発生年月
1	川口市戸塚境町 番 号	有限会社 代表取締役		平成23年4月から平成24年1月まで

議案第 号

に係る債権

No.	所在地	氏名	金額(円)	発生年月
1	川口市本町 丁目 番 号			平成20年1月から平成28年2月まで

議案第 号

に係る債権

No.	所在地	氏名	金額(円)	発生年月
1	川口市朝日 丁目 番 一 号			平成21年2月
2	川口市赤井 丁目 番 一 号			平成21年12月
3	川口市戸塚東 丁目 番 一 号			平成22年1月
4	東京都足立区新田 丁目 番 一 号			平成21年11月

川口市長 岡村幸四郎 様

川口市情報公開·個人情報保護運営審議会 会長 金 子 治 男

個人情報の外部提供について (答申)

平成13年7月9日付けで諮問のありました、議案及び報告事項に記載される個人情報の外部提供については、下記のとおり答申します。

記

議案及び報告事項は、市の諸活動を説明する責務を全うすることに鑑みれば、 当然に市民に情報提供されるべきである。しかし、議案及び報告事項には、個人 情報が記載されている場合があり、その内容によっては、個人の権利利益を侵害 するおそれがあることから、議案及び報告事項への個人情報の記載については、 次のように取扱われるべきである。

1 人事議案の中に含まれる個人情報について

地方自治法等の法令の規定により、選任について議会の同意又は意見を求めることとなる人事議案については、選任される者がどのような者であるかを、市民等に対しても説明する必要が有ることから、従前どおり、氏名、生年月日、住所、経歴を記載することは適当である。

なお、記載される個人情報が市民等へ情報提供されることについて、本人 の同意を得るものとする。

2 訴えの提起に関する議案に含まれる個人情報について

訴えの提起については、市が受けた損害について訴えを提起するもので、 市が提起する段階においては、その事実関係が明らかにされているとともに、 公益上の問題として、市民に説明する必要があることから、被告となるべき 者の住所、氏名が記載されることは適当である。

3 調定及び和解に関する議案に含まれる個人情報について

調定及び和解に関する議案については、市の活動を説明する責務があることから、市民等へ情報提供する必要がある。しかし、相手方個人が特定できなくとも市民等に対して内容を説明できること、また、公開されることにより、個人が中傷をされるおそれがあること等を考慮すると、個人が特定される情報は記載されるべきではない。

なお、相手方の記載については、次のとおりとする。

損害賠償の相手方 ○○市在住 女性(男性) ○○歳

4 報告事項について

市が損害賠償を行った事件の専決処分の報告については、市の活動を説明する責務があることから、市民等へ情報提供する必要がある。しかし、相手方個人が特定できなくとも市民等に内容を説明できること、また、公開されることにより、個人の生活、活動状況が明らかになるおそれや、個人が中傷をされるおそれがあること等を考慮すると、個人が特定される情報は記載されるべきではない。

なお、相手方の記載については、次のとおりとする。

損害賠償の相手方 ○○市在住 女性(男性) ○○歳

5 その他の議案について

その他の議案で個人情報が記載されるものを外部提供する場合においては、あらかじめ当審議会の意見を聴くものとする。